

秋市選管告示第4号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 所在地

秋田市山王一丁目1番1号

2 期日前投票所の名称

秋田市役所